



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定 (福祉・援護課) ..... 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉・援護課) ... 2
- 救急病院の告示 (医務課) ..... 2
- 民有保安林の指定の解除の予定 (森林緑地課) ..... 2
- 土地区画整理組合の定款の変更の認可 (都市計画・モノレール課) ..... 2
- 道路の位置の指定・2件 (中部土木事務所) ..... 3
- 道路の位置の指定 (南部土木事務所) ..... 3

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出・2件 (商工振興課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) ..... 6
- 特定調達契約に係る落札者の決定 (教育庁財務課) ..... 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告 (警察本部交通規制課) ..... 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (警察本部交通規制課) ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第411号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年 8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
あがりえクリニック	名護市大東一丁目5番34号	平成23年6月1日
名護中央薬局城店	名護市城二丁目10番14号1階	平成23年6月1日
医療法人タピックやはら万国クリニック・セントラル	那覇市久茂地1丁目3番1号久茂地セントラルビル1階	平成23年6月1日
鳴神歯科	那覇市首里久場川町2丁目122番地1首里りうぼう3階	平成23年6月23日
メディカルプラザ歯科	南風原町字与那覇283番地メディカルプラザ3階	平成23年6月23日
あかみちクリニック	うるま市字赤道369番地	平成23年7月1日
まえはら心療内科	宜野湾市真栄原三丁目17番2号友愛ビル2階	平成23年7月1日

すこやか薬局新都心店	那覇市銘苅2丁目2番1号	平成23年7月1日
ふく薬局まかび店	那覇市字真嘉比78番地1	平成23年7月1日
あきの歯科医院	沖縄市字宮里516番地5 1階	平成23年7月6日
ネオ・デンタルクリニック	那覇市松川2丁目5番9号	平成23年7月7日

**沖縄県告示第412号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
名護中央薬局東江店	名護市東江四丁目5番16号	平成23年6月1日

**沖縄県告示第413号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
中部徳洲会病院	沖縄市照屋三丁目20番1号	医療法人沖縄徳洲会	平成23年7月17日	平成26年7月16日

**沖縄県告示第414号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野132番1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅 排水路用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第415号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の定款の変更を次のとおり認可した。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 組合の名称 名護市宇茂佐第二土地区画整理組合
- 事務所の所在地 名護市宇茂佐1348番地
- 施行地区 名護市宇茂佐古島原の全部並びに東兼久原、西兼久原、安田根川原、大増原、宇茂佐原、大土原及び志味屋原の一部、宇宮里大瀬原、比留木原、志味屋原及び名座喜原の各一部並びに宇屋部の一部
- 事業施行期間 平成5年3月12日から平成25年3月31日まで

- 5 設立認可の年月日 平成5年3月5日  
 6 変更の内容 事務所の所在地について「名護市字宇茂佐1348番地」を「名護市字宮里875番地10」に変更する。  
 7 変更認可の年月日 平成23年7月29日

#### 沖縄県告示第416号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 申請人の住所及び氏名  
 (1) 住所 読谷村字比謝33番地  
 (2) 氏名 伊佐眞實  
 2 道路管理者の住所及び氏名  
 (1) 住所 申請人に同じ。  
 (2) 氏名 申請人に同じ。  
 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第332号	指 定 年 月 日	平成23年3月22日	指 定 番 号	指定第H22道位中6号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.32～4.46メートル、延長 3.34メ ートル		関係地番 読谷村字比謝佐久原152番及び15 2番地先の里道		

#### 沖縄県告示第417号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

沖縄県中部土木事務所長 田 盛 繁 美

- 1 申請人の住所及び氏名  
 (1) 住所 沖縄市久保田一丁目10番5号  
 (2) 氏名 眞榮城兼信  
 2 道路管理者の住所及び氏名  
 (1) 住所 申請人に同じ。  
 (2) 氏名 申請人に同じ。  
 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令中土 第556号	指 定 年 月 日	平成23年5月20日	指 定 番 号	指定第H23道位中2号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 6.00～6.15メートル、延長 35.49メ ートル		関係地番 北谷町字伊平徳川原465番15		

#### 沖縄県告示第418号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年8月12日

沖縄県南部土木事務所長 濱 元 盛 充

- 1 申請人の住所及び氏名

- (1) 住所 豊見城市字根差部257番地
- (2) 氏名 嘉数清
- 2 道路管理者の住所及び氏名
  - (1) 住所 申請人に同じ。
  - (2) 氏名 申請人に同じ。
- 3 道路の位置等

指 令 番 号	沖縄県指令南土 第419号	指 定 年 月 日	平成23年 4月11日	指 定 番 号	指定第H23道位南1号
道 路 位 置 指 定 の 内 容	幅員 4.00メートル、延長 26.12メートル		関係地番 豊見城市字根差部412番4、412番9及び427番11		

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年8月12日から同年12月12日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 届出年月日 平成23年7月21日
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) サンエー宜野湾コンベンションシティ 宜野湾市字宇地泊浜原558番10
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
  - (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
  - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年7月3日
  - (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 16,112平方メートル
  - (6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 1,132台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)
  - (7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 76台  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)
  - (8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 144平方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)
  - (9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 289立方メートル  
(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)
  - (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 翌日の午前1時
  - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前1時30分まで
  - (12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口3カ所、出口4カ所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び宜野湾市市民経済部商工振興課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前5時から午後10時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり新設の届出があった。

なお、関係書類は、平成23年8月12日から同年12月12日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 届出年月日 平成23年7月22日

### 2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス糸満店 糸満市字潮平611番7ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭

(3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭

(4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成24年3月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,199平方メートル

(6) 駐車場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 65台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)

(7) 駐輪場の位置及び収容台数 位置 次の図のとおり、収容台数 15台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)

(8) 荷さばき施設の位置及び面積 位置 次の図のとおり、面積 50平方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)

(9) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 次の図のとおり、容量 11立方メートル

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後12時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前零時30分まで

(12) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 出入口の数 入口1カ所、出口2カ所、出入口の位置 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び糸満市経済観光部商工観光課において縦覧に供する。)

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

### 3 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成21年 7月17日 沖縄県指令土第700号、平成23年 7月13日 沖縄県指令土第697号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富459番ほか10筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字本部453番地 3 財団法人沖縄県農業開発公社 理事長 比嘉徹
- 5 検査済証番号 平成23年 7月29日 第2915号
- 6 工事完了年月日 平成23年 7月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成23年 8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成23年 3月30日 沖縄県指令土第1000号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字兼城浜川原339番14
- 3 公共施設
  - (1) 種類 道路
  - (2) 位置及び区域 糸満市字兼城浜川原339番24
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 横浜市戸塚区戸塚町143番地 4 株式会社富士開発 代表取締役 小尾一
- 5 検査済証番号 平成23年 8月 2日 第2916号
- 6 工事完了年月日 平成23年 7月 4日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成23年 8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁財務課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成23年 7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 KDD I 沖縄株式会社 沖縄県那覇市東町4番1号
- 5 落札金額 133,119,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成23年 6月 7日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成23年 8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 沖縄県交通管制システム上位装置の借入れ
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成23年 7月 1日現在において3年以上であること。

- (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線5211）
  - (3) 申請書等の受付期間 平成23年8月26日（金曜日）から9月15日（木曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成24年3月31日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県交通管制システム上位装置の借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成23年8月12日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 入札説明書による。
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入の期限 平成24年 2月29日
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 特定調達契約に係る一般競争入札参加資格及び申請方法等についての公告（平成23年 8月12日付け沖縄県公報定期第3976号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 交通管制システム上位装置に障害が発生した場合において、指定時間以内に技術者を派遣して対応ができることを証明した体制証明書を平成23年 9月15日（木曜日）午前12時までに7(2)の提出場所に提出した者
- (3) 納入しようとする交通管制システム上位装置の機能等証明書を平成23年 9月15日（木曜日）午前12時までに7(2)の提出場所に提出し、当該上位装置を納入期限までに納入することができることを証明した者

## 3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成23年 9月12日（月曜日）午前12時までの間
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（9(2)の場所）

## 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年 9月26日（月曜日）午後 2時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎 4階会計課入札室

## 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の 5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県警察本部警務部会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去 2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした 2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 7 入札説明書の交付

- (1) 入札説明書を交付する期間 この公告の日から平成23年 9月12日（月曜日）午前12時までの間
- (2) 入札説明書を交付する場所 沖縄県警察本部交通部交通規制課 〒900-0021 那覇市泉崎 1丁目 2番 2号 電話番号098-862-0110（内線5211）

## 8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110 (内線2242)

## 10 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 11 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時までに4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成23年9月22日(木曜日)午後6時
  - イ 方法 簡易書留郵便により9(2)の場所に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時 平成23年8月22日(月曜日)午後2時
  - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 12 Summary

- (1) Bids to be tendered  
Lease of central computer , etc for traffic control system
- (2) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet
- (3) Pre-bid meeting  
Date & Time: August 22, 2011 (Monday), 2:00 p.m.  
Place: Okinawa Prefectural Police HQ Building 4<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division
- (4) Bid due  
Date & Time: September 26, 2011 (Monday), 2:00 p.m.  
(Bid sent by postal service must arrive by September 22, 2011 (Thursday), 6:00 p.m. )
- (5) Division in charge  
Okinawa Prefectural Police HQ Building 7<sup>th</sup> floor, Bidding Room of Accounting Division  
1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-0021 Japan  
Phone 098-862-0110(ext.5211)

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話 098-866-2074

印刷所 有限会社 福琉印刷  
〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8